

## 第8節 医療救護活動

本町は、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施するものとする。

### 第1 医療情報の収集・提供活動

本町は、泉大津市医師会等の協力を得て、人的被害、医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに大阪府へ報告する。  
また、住民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

### 第2 現地医療対策

#### 1 現地医療の確保

##### (1) 医療救護班の編成・派遣

本町は、災害の状況に応じ速やかに泉大津市医師会の協力を得て、医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために、当面必要な資器材等を携行する。

なお、本町単独では十分対応できない災害が発生した場合は、大阪府及び日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣要請を行う。

要請を受けた医療機関等は、公立忠岡病院に参集する。

##### ア 医療救護班の編成

災害時における傷病者の応急治療及び応急処置を行うため、泉大津市医師会の協力を得て被害状況に応じ医療救護班を編成する。

医療第1本部（公立忠岡病院）と医療第2本部（泉大津市医師会）で編成、医療第1本部は救護班（4班編成）、収容所治療班（2班編成）、薬品補給班（1班編成）、輸送班（6班編成）、庶務班（1班編成）で編成、医療第2本部は救護班（2班編成）で編成する。

災害発生時に、医療救護班は、公立忠岡病院に参集し、必要に応じて開設される救護所に派遣される。

##### イ 医療救護班の編成

医療第1本部の救護班は原則として、医師を班長とし、医師1名、看護師5名、事務員1名の計7名で編成する。

##### (2) 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動することとするが、医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、本町及び大阪府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

##### (3) 救護所の設置・運営

本町は、必要に応じて災害現場近くの適当な安全な場所に応急救護所を設置、運営し、避難所その他適切な場所に医療救護所を設置、運営する。

医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指

定する。

ア 設置基準

町内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、町内医療機関だけでは対応できない場合

傷病者が多数で、町内医療機関だけでは対応できない場合

被災地域と医療機関との位置関係又は傷病者数と搬送能力との関係から被災地域から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため被災地域での対応が必要な場合

イ 設置場所

救護所の設置場所は、現場救急活動が必要な災害現場及びあらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認の上、被害状況に応じて決定する。

応急救護所設置場所：集中して負傷が出る地域

医療救護所設置場所：避難所、学校の医務室、町関係施設その他医療機関

ウ 運営方法

次の事項に留意のうえ、救護所を運営する。

交代要員の確保

携帯電話等通信手段の確保

医療品、医療用資器材の補給

医療用水の確保

食料、飲料水の確保

その他医療救護活動に必要な事項

(4) 医療救護班の受け入れ・調整

本町は、医療救護班の派遣要請を行ったときは、公立忠岡病院が受け入れの窓口となり、大阪府和泉保健所の支援・協力のもと救護所への被災状況に応じた配置調整を行う。

2 現地医療活動

(1) 救護所における現地医療活動

ア 応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に、公立忠岡病院の救護班や泉大津市医師会等の協力による救護班等が応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ 医療救護所における臨時診療活動

本町及び大阪府、各医療関係機関等が派遣する主に診療別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じ小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で編成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

ア 患者に対する応急処置

イ 医療機関への搬送の安否及びトリアージ

ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

エ 助産救護

オ 被災住民等の健康管理

- 力 死亡の確認
- キ その他状況に応じた処置

### 第3 後方医療対策

#### 1 後方医療活動

救護所では対応できない患者や病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受け入れ、治療を行う。

##### (1) 受け入れ病院の選定と搬送

本町は、救急医療情報システム等で提供される患者受け入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

##### (2) 患者搬送手段の確保

###### ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として本町が所有する救急車で実施する。なお、救急車が確保できない場合は、本町が搬送車両を確保する。

###### イ ヘリコプター搬送

患者のヘリコプター搬送は、町長が必要に応じ、大阪府又は大阪市消防局に対して要請する。

###### ウ 海上搬送

患者の海上搬送は、町長が必要に応じ、船舶を所有する関係機関に対して、要請する。

#### 2 災害医療機関の役割

##### (1) 災害拠点病院

###### ア 基幹災害医療センター

基幹災害医療センターは、下記の地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害医療センター間の調整を行う。

###### イ 地域災害医療センター

地域災害医療センターは、次の活動を行う。

24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する救急患者の受け入れと高度医療の提供

患者及び医療品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整

地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

##### (2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う

ア 疾病患者の受け入れと高度な専門医療の提供

イ 疾病患者に対応する医療機関間の調整

ウ 疾病患者に対応する医療機関等への支援

- エ 疾病に関する情報の収集及び提供
- (3) 町災害医療センター（公立忠岡病院）
  - 町災害医療センターは、次の活動を行う。
  - ア 本町の医療拠点としての患者の受け入れ
  - イ 泉大津市医師会との連携
  - ウ 災害拠点病院等と連携した患者受け入れに係る地域の医療機関間の調整
- (4) 災害医療協力病院
  - 災害医療協力病院は、災害拠点病院及び町災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。

#### 第4 医薬品等の確保・供給活動

本町は、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、大阪府に対して供給の要請を行う。

#### 第5 個別疾病対策

本町及び大阪府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。